

7 東彼杵町条例第 3 6 号

東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 4 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例

東彼杵町議会委員会条例（平成3年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 後	改 正 前
（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管<u>並びに活動内容</u>は、次のとおりとする。 （1）・（2） （略） <u>（3） 議会広報編集常任委員会 7人</u> <u>議会広報編集常任委員会は、議会の審議、活動等を広く住民に公開するための活動及び住民に議会活動を周知するための議会広報を編集し発行する活動</u>	（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管_____は、次のとおりとする。 （1）・（2） （略） 〔新設〕

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。